

(仮称) 第 3 次浜田市総合振興計画等策定支援業務仕様書

1 業務名

(仮称) 第 3 次浜田市総合振興計画等策定支援業務

2 趣旨

本仕様書は令和 9 年度から令和 16 年度を計画期間とする (仮称) 第 3 次浜田市総合振興計画等策定支援業務 (以下、「本業務」という。) に関する必要事項及び受託者が履行しなければならない事項を定めるものである。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務の目的

浜田市では、本市の最上位計画である「第 2 次浜田市総合振興計画」の計画期間が令和 8 年度に終了するにあたり、社会経済情勢や本市が抱える人口減少や少子高齢化などの課題を踏まえた新たなまちづくりの指針として、令和 9 年度を初年度とする「(仮称) 第 3 次浜田市総合振興計画」を策定するにあたり、民間事業者の豊富な知識、経験、専門性、技術力及び創造性等を活用し、計画策定に関する業務を円滑に遂行することを目的とする。

5 業務の内容 (概要)

(1) 令和 7 年度

- ・ 現行計画の総括及び課題の整理
- ・ 社会経済情勢の整理
- ・ 市の現況調査及び分析
- ・ 人口ビジョン及び将来推計人口の分析
- ・ 会議の運営支援、事務補助
- ・ 市民委員会 (100 人規模) の開催運営
- ・ 中学生及び高校生向けのアンケートの実施
- ・ 策定方針素案の作成
- ・ 基本構想素案の作成
- ・ 前期基本計画素案の作成

(2) 令和 8 年度

- ・ こどもたちの意見の集約・計画反映
- ・ 人口ビジョン及び将来推計人口の時点修正

- ・ 会議の運営支援、事務補助
- ・ パブリックコメントの実施補助
- ・ 基本構想（案）の作成
- ・ 前期基本計画（案）の作成
- ・ 計画書（基本構想及び前期基本計画）本編及び概要版の作成

6 業務内容（詳細）

【令和 7 年度】

① 現行計画の総括及び課題の整理

現行計画の総括及び課題の整理を行い、原因分析を行う。

② 社会経済情勢の整理

社会経済情勢の変化、国や県の動向を含む最新の情報を収集し、本市への影響を分析・整理するとともに、必要に応じて、収集した情報の更新。

③ 市の現況調査及び分析

本市の実態を把握するための基礎調査として、市及び国、県の情報（各種計画等）を収集・分析するとともに、本市のデータ（まちづくり大綱に掲げる 7 つの部門別の状況、人口動態、財政状況など）について、現況の調査、特性の分析を行うこと。

④ 人口ビジョン及び将来推計人口の分析

人口ビジョンについて、現行の推計値と実績値の乖離等の分析・検証をしたうえで、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。また、推計結果等を踏まえ、目標人口のほか、目標に向けた将来のまちづくりに向けた考え方を整理し、基本構想素案及び前期基本計画素案への反映を行う。

⑤ 会議の運営支援、事務補助

審議会に出席し、運営を支援（資料・議事録作成、課題の検討・整理等）するとともに、基本構想素案及び前期基本計画素案への反映を行う。（1 回程度）

⑥ 市民委員会（100 人規模）の開催運営

基本構想で設定する「基本方針」、「将来像」を考える市民委員会（ワークショップ）を開催する。

実施に際して、必要な支援（資料作成、ファシリテーターの配置等）を行い、基本構想素案及び前期基本計画素案への反映を行

う。なお、多くの市民が参加しやすく、意見を出しやすい工夫を行い、効果的な実施手法を提案することとし、必要があればスケジュールを考慮のうえ、実施回数及び人数は変更して構わない。

実施回数：2 回程度

参加人数：最大 100 人

内 容：浜田市の将来像をどうしたいか。

⑦ 中学生及び高校生向けのアンケートの実施

計画策定の基礎調査として第 2 次浜田市総合振興計画前期基本計画及び後期基本計画策定時に行った「中・高校生の地域や将来意識に関するアンケート」調査を実施する。アンケートの回答を入力・集計・分析し、結果報告書にまとめたうえで、基本構想素案及び前期基本計画素案への反映を行う。

〔調査項目〕

第 2 次浜田市総合振興計画前期基本計画及び後期基本計画策定時に行ったものと同一の項目を想定

〔調査対象〕 800 名程度

浜田市立中学校の 3 年生

浜田市内の高校 3 年生

浜田市から市外近隣の高校に通う 3 年生

⑧ 策定方針素案の作成

上記①～⑦の実施結果に基づき、策定方針素案の作成を支援する。

⑨ 基本構想素案の作成

上記⑧の策定方針に基づき、本市の課題を検討・整理のうえ、上記①～⑦の結果を反映させた基本構想素案の作成を支援する

⑩ 前期基本計画素案の作成

上記①～⑦の結果を踏まえ、重点施策及び成果指標の検討・設定など、前期基本計画素案の作成を支援する。

【令和 8 年度】

⑪ こどもたちの意見の集約・計画反映

こどものまちづくりへの意向を把握するほか、意見及びアイデア等を効率的かつ効果的な方法で収集し、基本構想（案）及び前期基本計画（案）へ反映を行う。

⑫ 人口ビジョン及び将来推計人口の時点修正

上記④に令和 7 年度の確定値を加味し、基本構想（案）及び前期基本計画（案）へ反映を行う。

⑬ 会議の運営支援、事務補助

審議会に出席し、運営を支援（資料・議事録作成、課題の検討・整理等）するとともに、基本構想（案）及び前期基本計画（案）へ反映を行う。（7 回程度）

⑭ パブリックコメントの実施補助

審議会承認された基本構想素案及び基本計画素案に関するパブリックコメントについて、実施補助（集計、計画案への反映等）を行う。

なお、各パブリックコメントについて、市長への答申前に基本構想（案）及び前期基本計画（案）への反映を行う。

⑮ 基本構想（案）の作成

基本構想素案を基に、上記⑪～⑬の実施結果を踏まえ、基本構想（案）を作成する。また、基本構想（案）は、審議会の承認後、パブリックコメントを実施したうえで基本構想として完成させ、市長に答申する。

なお、答申した基本構想は、令和 8 年 12 月開会予定の浜田市議会定例会議に提案するため、議案提出期限の令和 8 年 11 月までに審議会において市長に答申する必要がある。

⑯ 前期基本計画（案）の作成

前期基本計画素案を基に、上記⑪～⑬の実施結果を踏まえ、前期基本計画（案）を作成する。また、前期基本計画（案）は、審議会の承認後、パブリックコメントを実施したうえで前期基本計画として完成させ、市長に答申する。

⑰ 計画書（基本構想及び前期基本計画）本編及び概要版の作成

市民にとって、読みやすく、分かりやすいレイアウトを提案のうえ、原稿（Word）の作成、グラフ・イラスト等の編集及びデータの校正を行う。

7 スケジュール（予定）

【令和 7 年度】

期 間	内 容
令和 8 年 1 月上旬	市民委員会開催準備開始 市民委員会参加者公募開始 中高生向けアンケート調査準備開始 中高生向けアンケート調査
令和 8 年 1 月下旬	市民委員会参加者公募〆切 中高生向けアンケート回収
令和 8 年 1 月 31 日（土）	市民委員会第 1 回開催
令和 8 年 2 月 7 日（土）	市民委員会第 2 回開催
令和 8 年 2 月	市民委員会等の意見を基に策定方針素案を作成
令和 8 年 2 月中旬	審議会（市民委員会結果及び策定方針素案の報告）
令和 8 年 2 月下旬	基本構想素案の作成開始 前期基本計画素案の作成開始
令和 8 年 3 月中旬	策定方針素案等について市議会へ報告
随時	庁内策定委員会（年 3 回）

【令和 8 年度】

期 間	内 容
令和 8 年 4 月	第 1 回審議会（諮問、協議）
令和 8 年 5 月	第 2 回審議会（協議）
令和 8 年 6 月	第 3 回審議会（協議）
令和 8 年 7 月下旬	基本構想（案）の作成開始 前期基本計画（案）の作成開始 第 4 回審議会（協議）
令和 8 年 8 月下旬	第 5 回審議会（協議）
令和 8 年 9 月下旬	第 6 回審議会（中間答申）
令和 8 年 10 月	パブリックコメント
令和 8 年 11 月上旬	計画書本編及び概要版の作成 第 7 回審議会（最終答申） 基本構想（案）の完成

	前期基本計画（案）の完成
令和 8 年 11 月下旬	上程
令和 8 年 12 月中旬	議決
随時	庁内策定委員会（年 5 回）

※上記のほか、事業者との打ち合わせは随時行うこととする。

※スケジュールについては、変更する場合がある。

8 計画の構成イメージ

- (1) 計画の構成イメージは以下のとおりとする。ただし、提案者のより良い提案があった場合はこの限りではない。

〔構成イメージ〕

【序論】

- ・計画策定の趣旨
- ・計画の構成と期間
- ・第 2 次総合振興計画の振り返り
- ・市を取り巻く情勢
- ・人口ビジョン
- ・将来人口の推計
- ・SDGs の達成に向けた取り組み

【基本構想】

- ・基本方針
- ・将来像
- ・基本構想の期間
- ・まちづくり大綱
- ・基本指標
- ・土地利用構想

【前期基本計画】

- ・浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

【附属資料】

- (2) 計画策定にあたって「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を含めた構成とする。
- (3) 本市の各部局の職員が計画内容を認識し、常に振り返ることができる実効的な構成とする。

9 成果物

- (1) 成果物は、紙媒体 7 部、電子データ（Word 形式）を物理媒体（CD-R 等）により 2 部納品。

- (2) 納品場所

浜田市役所本庁舎 3 階 地域政策部 政策企画課

10 留意事項

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 受託者は、市から提供された資料等を、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了までに市に返還しなければならない。
- (3) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。また、受託者がライセンス料等の発生するアプリケーション利用を希望する場合、その費用は本市分も含めて受託者が負担すること。
- (5) 受託者は、本業務の履行に際し、業務遂行上知り得た秘密事項（受託者が市から受領または閲覧した資料等を含む。）は、市の上承を得ずに第三者に漏らし、または、その他の目的に利用してはならず、この業務終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (7) この仕様書については、基本仕様書とし、追加すべき事項等が生じた場合は本市と受託者と協議し追加できるものとする。